大垣市生け垣設置事業補助金交付要領

（趣旨）

1. 緑豊かで住みよい生活環境を創出し、緑化を推進するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の危険を軽減するため、生け垣設置の促進に向け、必要な事項を定める。

（補助対象）

1. 補助金の交付を受けることのできるものは、住宅、店舗、工場、事業所等の用に供する土地で、専ら田畑、生産緑地等の用に供していない市内に在する土地で行うもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
2. 新たに生け垣を設置するもの。
3. 公道に面したブロック塀等を取り壊して、当該取り壊し部分の生け垣を設置するもの。

（補助対象基準）

1. この要領に定める「生け垣設置」とは、本市の区域内において生け垣を新たに設置する場合で、次の各号に掲げる全ての要件に該当する健全な樹木の植栽のことをいう。
2. 生け垣は公道認定（国道、県道、市道）されている道路及びそれに準ずる道路に面し、延長は連続して５メートル以上（生け垣の最低単位は０．１メートルとし、それ以下は切り捨てるものとする。）で、植栽本数はおおむね１メートル以内に２本以上であること。ただし、１メートル以内の開水路及び蓋のある水路を介する場合は、公道に面しているものとみなす。
3. 道路の中心線から２メートル以上後退し、かつ、公道の境界線又は後退線から成長時の生け垣が出ないこと。また、道路の通行の支障とならず、通行者（歩行者、車両等）の安全に配慮したものであること。
4. 生け垣として植栽する樹木の高さは、１．０メートル以上で、幅は０．２メートル以上であること。ただし、花木を植栽する場合については、この限りではない。また、石垣等の上に植栽する場合は、石垣の高さは０．６メートル以下とする。
5. 植栽する樹木の種類は、地域の生態系に配慮し、生産緑地等の樹木や農作物に悪影響を及ぼすことがなく、かつ、生け垣に適した樹木とする。

（例：ウバメガシ・キンモクセイ・サザンカ・マキなど）

1. フェンスなどの内側に植栽されるものは該当しない。ただし、メッシュフェンス等生け垣が見えるものについては、この限りではない。
2. その他、生け垣設置事業の趣旨に即し、良好な生け垣の形成が見込めるもの。

　　　（補助金の額）

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

１　新たに生け垣を設置するのに要した費用の２分の１とし、上限を７０，０００円とする。

２　既存のブロック塀等を取り壊し、当該取り壊し部分の生け垣を設置する場合は、ブロック塀等の取り壊し及び生け垣設置に要した費用の２分の１とし、上限を１００，０００円とする。

３　前２項で得られた補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

４　予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

1. 補助金の交付を受けようとする者は、大垣市緑を育み生かす条例施行規則（「以下、条例施行規則という。」）第２６条第２項に規定する補助金交付申請書（別紙第２０号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
   1. 位置図
   2. 平面図
   3. 現況写真
   4. 事業費内訳書（収支予算書）
   5. その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は、同一敷地内で１回を限度とする。

（補助金の交付決定）

1. 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容の審査をするとともに、現地の調査を行い、交付することが適当と認めるときは、条例施行規則第２７条第２項に規定する補助金交付決定通知書（第２２号様式）により、速やかに申請者に通知する。

（完成報告）

1. 申請者は交付決定を受けた日から６か月以内に生け垣を設置し、工事完成後速やかに、条例施行規則第２９条第２項に規定する完成報告書（第２４号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
2. 事業費の収支決算書
3. 完成写真（植栽後及び作業中の写真）
4. その他市長が必要と認める書類

（交付金額の確定）

1. 市長は、完成報告書の提出があったときは、これを審査のうえ交付金額を確定し、条例施行規則第３０条に規定する補助金額確定通知書（第２５号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付請求）

1. 補助金額の確定通知を受けた申請者は、条例施行規則第３１条に規定する補助金交付請求書（第２６号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

（交付）

1. 市長は、申請者から補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付条件）

1. 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
   1. 生け垣の健全な育成を図るため、剪定、病害虫の駆除、施肥等を行うこと。
   2. 植栽から原則５年間は、樹木の伐採又は移動をしないこと。
   3. 樹木が枯死した場合は、直ちに補植し、原状回復すること。

　（助成金の取消し及び返還）

1. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
   1. 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようと認められるとき。
   2. この要領の規定又は条件に違反したとき。
   3. 設置した生け垣の延長及び本数等が申請を下回ったとき。

　（補則）

1. この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

　　附則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。